

貸切列車借上げ料補助事業実施要綱

（目的）

第1 三陸鉄道の貸切列車を利用して懇親会等のイベント、ツアー等を実施する利用者に、予算の範囲内でその借上げに要する経費の一部を補助することにより、三陸鉄道の利用促進を図ることを目的とする。

（補助対象等）

第2 補助対象者は、利用者が列車（普通列車、レトロ列車及びお座敷列車）を借上げて利用する場合とする。

2 補助対象経費は、三陸鉄道の列車運行に要する経費のうち、列車の借上げ料のみとし、車両内での飲食等の経費は補助対象としない。

なお、団体利用等補助事業との併用はできないものとする。

（補助額）

第3 補助額は、列車の借上げ料の2分の1に相当する額以内とし、旅行代理店扱いの場合は、三陸鉄道が旅行代理店のツアー設定本数などの状況をみながら乗車運賃の2分の1の範囲内において、ツアー毎の補助額を設定できるものとする。

なお、利用者が列車の借上げにあたり、複数回の補助の申込みを行うことを妨げない。

（補助方法）

第4 利用者は、電話等で利用を希望する**2週間前までに**、三陸鉄道㈱に様式1により申込み、利用日に最寄駅窓口等で受付箇所と整理番号等による確認を受けて、補助額を控除した借上げ料を支払う。

なお、旅行代理店扱いの場合は、利用を希望する**2週間前までに**、三陸鉄道㈱に様式1により申込み、補助額を控除した額を三陸鉄道㈱に支払う。

（補助金の請求等）

第5 利用者数及び実績額を三陸鉄道㈱が取りまとめて、岩手県三陸鉄道強化促進協議会に請求する。

附 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行し、同月1日から適用する。